**本契約アドオンは、地方公共団体が電子データ納品(システムにおけるデータ・地図情報・パンフレット・写真・動画などあらゆるデータ)を受けるケースかつ、その納品物をオープンデータとして公開していくために権利関係を明確に整理するためのアドオンです。**

**地方公共団体が持つ契約書の雛形に合わせる形で以下の例文を付記することで、著作権等の権利関係が整理された契約書となります。この他、契約不適合責任などへの追記等を行うと、さらに責任所在が明確化されます。（**注：赤字【】部分は、個別の契約内容に応じて置き換える箇所。）

**総則等に関する箇所へ追加**

総則

第　条　受託者は、この契約書に基づき、別紙仕様書（これに付随する設計図書、図面、質問回答書等がある場合はこれらの書面を含む。以下「仕様書」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。

２　オープンデータの推進の観点から、成果品の仕様及び納入方法として機械判読可能な電子データによることを仕様書において可能な限り定めるものとし、委託者及び受託者は、仕様書において、成果品毎に具体的なデータ形式その他の仕様及び納入方法を明示的に定め、受託者は当該仕様及び納入方法を遵守するものとする。

３　第１項の仕様書に明記されていない事項があるときは、委託者と受託者が協議して定める。

|  |
| --- |
| 解説：本条項は総則等に追加することで、仕様書に従って納品物としてのデータをどのように納入するかを明確にすることを目的としている。なお、オープンバイデフォルトが原則となる契約書のアドオンであるため、この条項から仕様書を参照し、アプリケーションに依存したフォーマット等を明示しなければ原則次に掲げる例文によりオープン化される。 |

**成果品に関する箇所へ追加**

電子データでの成果品

第　条　成果品に電子データが含まれる場合、仕様書に別の定めがない限り、特定のアプリケーションに依存せずできるだけ多くのアプリケーションで利用できるデータ形式（以下「汎用ファイルフォーマット」という。）を利用する。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　前項において、業務処理の都合上、システム等への組み込みで成果品を納入する場合、委託者がシステム等より、電子データを汎用ファイルフォーマットにてエクスポートできるようにしなければならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

|  |
| --- |
| 解説：本条項では、仕様書に明示しない限り特定のアプリケーションに依存しないデータ形式を利用することを宣言している。なお、表現方法については「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」へ準拠した。 |

**著作権に関する箇所へ追加**

所有権、著作権及び著作者人格権

第　条　本契約の成果品の所有権は仕様書に別の定めがない限り、委託者に帰属する。

２　本契約の成果品に著作物が含まれる場合、本契約又は仕様書に別段の定めの無い限り、受託者は、当該著作物（以下「本件著作物」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下同様とする。）を、成果品の納入と同時に、委託者に譲渡する。

３　本件著作物には、受託者が本契約の履行に際し新たに創作した著作物（以下「新規著作物」という。）に限らず、成果品に受託者が本契約締結前より著作権を保有する著作物（以下「既存著作物」という。）又は第三者が著作権を保有する著作物（以下「第三者著作物」という。）が使用される場合におけるこれらの著作物も含むものとする。

４　第２項の定めにかかわらず、新規著作物及び既存著作物について、仕様書において受託者に著作権が留保されることを当該留保の対象を明示的に指定した上で定めた場合は、受託者は当該著作権を留保することができる。

５　前項に基づき著作権が受託者に留保される新規著作物及び既存著作物について、受託者は、委託者に対し、改変を含むあらゆる利用を許諾し、第三者に対して営利目的又は非営利目的を問わず無償で再利用許諾することを許諾する。

６　第２項の定めにかかわらず、第三者著作物の著作権譲渡については、仕様書において著作権譲渡の有無を定めた場合は当該仕様書の定めに従うものとする。第三者著作物については、著作権譲渡の有無に応じて、以下の各号のとおりとする。

（１）仕様書に明示的な定めがない場合又は仕様書において著作権を譲渡すると定めた第三者著作物については、受託者は、第２項に定める著作権譲渡を可能にするために、あらかじめ著作権を保有する第三者から自己の責任と費用負担において著作権を取得しなければならない。

（２）仕様書において著作権を譲渡しないと定めた第三者著作物については、受託者は、委託者に対し、改変を含むあらゆる利用を許諾し、第三者に対して営利目的又は非営利目的を問わず無償で再利用許諾することを許諾する。受託者は、当該委託者に対する許諾を可能にするために、あらかじめ著作権を保有する第三者から自己の責任と費用負担において必要な許諾を取得しなければならない。

７　第５項及び第６項第２号の定めにかかわらず、仕様書において委託者への著作権譲渡の対象外とする既存著作物及び第三者著作物について、委託者から第三者への再利用許諾を許諾することができない事情がある場合は、当該再利用許諾ができない範囲及びその理由を仕様書に明示的に定めた場合にのみ、受託者は、当該再利用許諾を許諾しないとすることができる。受託者は、成果品の納入の際には、当該再利用許諾ができない範囲とそれ以外の部分について明確に区別がつくようにしなければならない。

８　本件著作物に関する著作者人格権については、受託者は、委託者又は委託者から許諾を受けて本件著作物を利用する第三者に対して、著作者人格権を行使しない。本件著作物のうち第三者に著作者人格権が帰属する部分がある場合には、受託者は、当該第三者との間で、あらかじめ、当該第三者が委託者又は委託者から許諾を受けて本件著作物を利用する第三者に対して著作者人格権を行使しないことを誓約する旨の条項を含む契約を締結しなければならない。

９　前項の定めにかかわらず、仕様書に、本件著作物のうち受託者又は第三者が著作者に該当する部分について、著作者名を表示すべき箇所及び表示すべき著作者名の内容を明示的に定めた場合は、その限度で、委託者は成果品の一般公開に際して当該表示を行う。但し、委託者は、表示内容及び方法について、成果品の具体的な利用態様に応じて適切と委託者が判断する変更を加えることができる。

10　本条に定める権利譲渡、利用許諾及び権利不行使の対価は、委託料に含むものとし、委託者は、特段の明示的な定めの無い限り、委託料以外の支払義務を一切負わない。

**契約解除に関する箇所へ追加**

解除に伴う措置

第　条　受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

２　前項前段に規定する受託者の採るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が【契約解除に関する条項へと置き換え】によるときは委託者が定め、【契約解除に関する条項へと置き換え】の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者の採るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

３　受託者が【契約解除に関する条項へと置き換え】の規定に基づき本契約を解除した場合、委託料及び成果品の取扱いについては以下の各号のとおりとする。

（１）解除時点で納入済みの成果品については、委託者は委託料のうち当該成果品に相当する額を支払うものとする。当該成果品の所有権、著作権及び著作者人格権については【著作権関連の条項へと置き換え】の規定に従うものとする。

（２）解除時点で納入されていない成果品（未完成の成果品を含む）に関する委託料の支払い及び著作権の帰属等については、委託者と受託者の協議により決定する。

４　前項に定める解除以外の解除の場合、委託料及び成果品の取扱いについては以下の各号のとおりとする。

（１）解除時点で納入済みの成果品については、委託者は委託料のうち当該成果品に相当する額を支払うものとする。当該成果品の所有権、著作権及び著作者人格権については【著作権関連の条項へと置き換え】の規定に従うものとする。

（２）解除時点で納入されていない成果品（未完成の成果品を含む）について、委託者は、受託者が納入すべき成果品を指定することができ、受託者は委託者の指定する内容に従い速やかに当該成果品を納入する義務を負う。委託者は委託料のうち当該成果品に相当する額を支払うものとする。当該成果品の所有権、著作権及び著作者人格権については【著作権関連の条項へと置き換え】の規定に従うものとする。